

れり。第一準備金を置いて緊要の場合には一定の條件に従ひ政府之を使用することとなり普國には古來軍用準備金ありたるが近年佛國より得たる償金の一部分を以て之に充てたり第二新税又は増税を許すこと第三國債の募集を許すこと紙幣發行をも合著す第四別に處分の區域を定めざることを。吾國は此第四の方法を採用す故に戰爭若くは國家非常の場合に當りては國債を募集するも紙幣を發行するも國家の負擔となるべき契約を結ぶも租税を起すも税率を増すも皆議會の協賛を経ずして政府の專斷を以て此か處分をなすことを得其權力各國に比類なし。非常處分をなし事後承諾を求めたる場合に議會は其承諾を拒むことを得べきか曰く非常處分にして憲法に矛盾したる時又は本條に掲げたる要件を欠きたることを發見したる時例之ば臨時召集の違ありしに之を召集せさりしが如き又は其他の立法上の意見に依て例之ば内國債を募集すべきに外國債を募集したるが如き此が承諾を拒絕し得るなり

第七十一條 帝國議會に於て豫算を議定せず又は豫算成立に至らざる時は政府は前年度の豫算を施

行すへし

豫算は一定の手續を経て完成するものなるも若し此手續を履まざして無豫算に至るの場合なきに非ず即ち本條ある所以なり

豫算を議定せずと云ふは議會自ら議決の結局をなさずして開會に至る時を云ふ例之は議會が豫算の全部を議了せざるに既に開會の時機に至りたる如き兩院の協議成らずして豫算を議定せざるが如き會計年度の既に始まるに未だ該年度の豫算を議了せざる時の如し。豫算の成立に到らざる場合に二あり第一は兩議院の一に於て豫算を廢棄したるとき第二は議會未だ豫算を議決せずして停會又は解散を命ぜられたるとき之なり。但し之を命ぜられたる後再び開會して豫算を議了したるときは豫算は成立したるもの故本條を適用するを得ず

右の豫算を議定せざる場合及び豫算不成立の場合には共に前年の豫算を施行す其理由は豫算は國家の存立と行政の機關とを運轉するに一日も缺くべからざる者なるに豫算なきは國家の存立を危くするものなるを以て即ち國家機關の一部なる議會が國家全體を破壊せんとするものなるを以て特に本條を設けて之を豫

防したるものなり。豫算を以て一個の法律となす國に於ては無豫算の場合に在ては國家は一錢の歳入をも得ること能はず又歳出をなすこと能はず即ち豫算を以て憲法及び法律の運轉を中止せざるを得ず。普國に於て千八百六十二年より同六十六年迄は豫算成立せざりしを以て政府は非常の處分を用ひ以て行政機關を運轉せしめたり又北米合衆國にては千八百七十七年に議會が陸軍の豫算を議定することを遷延したる故三ヶ月間兵士に給料を與ふること能はざりしと云ふ。前に述べたる普國に於て豫算成立せざりし時に當り政府は獨斷を以て豫算を調製し國家の必要に應じたる理由は元來一國の歳出は憲法及び法律に由て定まるものにして豫算は單に形式上に於て其額を定むるのみ故に豫算を以て假令一個の法律となすと雖も豫算は性質上憲法及び法律に従はざるを得ず然るに今豫算を以て憲法及び諸般の法律を變更せんとするは國家の目的に反する者なるを以て政府は憲法及び法律の命ずる處に従て行政をなしたる旨を主張せり。且つや法律を變更廢止するは兩院の議決と國王の裁判とを必要とするも今若し豫算を以て凡の法律を廢止するとせば即ち衆議院に凡ての法律を廢止するの權利を與

へたる者と云はざるべからず是れ普國憲法の許さゝるところなり。其理由は何れなるにもせよ千八百六十二年より同六十六年に至る迄は宰相ビスマルクが議會の協賛を経ずして豫算を定め大に世論を惹き起したるを以て既に或は小國に於ては豫算不成立の場合に備ふるために前年度豫算施行の方法を規定せり。吾憲法も亦た本條を以て明に前年度の豫算を施行することを定めたるを以て將來吾國は不幸なる無豫算の境遇に陥る憂なし

豫算不成立か二ヶ年以上に繼續したる場合に何を以て前年度豫算とすべきや曰く毎年其前年度の豫算を以て其年の豫算となすか故に翌年に對して其年の豫算は前年度の豫算となるなり

前年度の豫算を施行する場合に毎年支出額の異なる繼續費は如何にすべきか假令は本年二十万圓の支出にして來年二十五万圓の支出をなすべき繼續事業ある場合に來年に於て不成立の時は二十万圓を以て其年の支出とすべきか將た二十五万圓を以てすべきか曰く二十五万圓を以て其年の支出とすべし。又茲に一の問題あり前年度に於て豫算外に起りたる歳出にして後國會の承諾を経たる者は

前年度の豫算を施行するに當り此歳出をも支出し得るや否や曰く本條の明文に
より前年度の豫算を施用するに止り豫算の外の支出をなすを得ざるものとす

一九六

第七十二條 國家の歳出歳入の決算は會計検査院之
を検査確定し政府は其検査報告と俱に之を帝國議
會に提出すへし

會計検査院の組織及び職權は法律を以て之を定む

議會か會計を監督するに期前監督と期後監督との二あり。期前監督とは次年度
の豫算を承諾するを云ひ期後監督とは前年度の決算を審査するを云ふ。此審査
を行ふために政府は會計検査院の検査を経たる處の決算と該院の報告とを併せ
て議會に提出するの義務あり。此の如く検査院は議會か立法上の監督をなす準
備をなすものにして専ら政府のために検査するものに非ず且つ内閣の經費の如
きも之を検査せざるへからざるか故に内閣とは全く獨立し居るあり。然れども
又た一方に於ては内閣のために各省の會計を検査するの責任を有するを以て全
く帝國議會のみの機關に非ず是を以て検査院は内閣に屬せず議會に屬せずして

議會と行政との上に獨立する所の天皇に直隸す。明治廿二年五月法律第十五號
を以て會計検査院の組織を定むるに當ては裁判所と同じく獨立の官府となし其
組織は合議體にして會計官も裁判官の如く獨立の地位を有す検査院の職掌は會
計検査院法第十三條及び第十四條に在り之を分て三となす第一は計算上の検査
第二法令上の検査第三豫算上の検査なり。第一は各種の行政官か既に検査した
る者を再び検査して計算上の錯誤なきことを確定するものなり第二は行政官が
歳出入に對したる行爲は果して法律の規定に由りたるか又たは法律の目的に適
したるかを検査するに在り第三は歳出入の額は豫算に定めたる款項の高と違は
ざるや否や及び豫算外に支出したるや否やを検査するに在り。以上の職掌を全
ふするため行政官に對しては報告をなさしむるの權利あり。検査院法第十九
條に曰く検査院は各官廳をして検査上必要なる簿書及び報告をなさしめ及び主
任官吏の辨明書を求むるを得。検査院長は検査上必要と認むるときは主任官
吏を派出して實地検査をなすを得。同第二十二條に曰く出納官吏が計算書及
び證據書の提出を怠り又は様式を守らざるときは検査院は長官をして懲戒處分

會計

一九七

を行はしむるを得。検査確定の効力は行政官は上官に對して責任を解除し行政部内に於て充分なる効力を有す但し刑法上又は民事上の責任を免るゝを得ず。検査院法第二十條に検査院は出納官吏の計算書と及び證據書類を検査し正當なりと判決したるときは該官吏に對して認可狀を附し其責任を解除すとあり。終りに一の問題と云ふべきは政府は其検査確定と共に之を帝國議會に提出すべしとあるが議會之を受理して如何なる處置をなすべき者なるかと云ふこと之なり。若し議會に於て検査其當を得ず計算上に錯誤あるか豫算の規定に反するの支出あるを發見したるときは如何にすべきか即ち検査院の検査を以て最終の判決となすべきか將た議會をして最高の検査院たらしめ検査院の議決を左右するの權力あるや否やの問題之なり。或論者は議會に此權力ありと云ふと雖も本條に於て會計検査院が検査確定すとあるを以て検査院の判決を以て最終の判決となさざるを得ず。議會に於て若し其決算に不當なる理由を見出したるときは政府に對して其責任を負はしむるのみなり

第七章 補則

第七十三條 將來此憲法の條項を改正するの必要あるときは勅令を以て議案を帝國議會の議に附すへし
 此場合に於て兩議院は各其總員三分二以上出席するに非れば議事を開くを得ず出席議員三分二以上の多數を経るに非れば改正の議決をなすことを得ず

本條は憲法修正案の發議者と及び修正の方法を規定したるものなり。抑も憲法は國家根本の組織を定むるものなるか故に容易に之を變更するの不可なる素より言を俟たずと雖も世運の變遷と共に其條項を變更するは又た已むべからざるの事にして如何に嚴重なる個條を設て其變更を妨るども到底其効なきなり。故に憲法を有する國は何れの國にても憲法改正の手續を設く吾帝國憲法は天皇の欽定し玉ひたる者なるか故に改正の權は獨り天皇に屬し議會は改正の上奏をなし得るも改正案を提出するを得ず但し之を改正するには帝國議會の協賛を要し出席可決共に三分二以上の多數の同意を経るを必要とせり是れ尋常立法の手續と大に異なる點にして憲法改正手續を特に鄭重にしたるなり。憲法學者は憲法

を軟憲法硬憲法とに區別するが吾帝國憲法佛米獨普憲法は皆憲法改正手續を以て尋常立法手續よりも困難なるか故に之を硬憲法と云ふ。不文憲法の英國の如きは憲法と通常法律との區別なきか故に之を改正するの手續にも又は區別なく尋常立法の手續を以て憲法を改正し得るが故に之を軟憲法と云ふ。普國憲法第百七條に憲法は法律を制定する通常の方法を以て改正す但し少くとも廿一日間を隔て、二回の投票をなし過半数の同意を要す改正案の提出權は國王及び各院にあること尋常法律案と同じ。佛國憲法第八條には大統領の請求か又は議員の發議に基き兩院各自の會に於て憲法改正の必要あるや否やを議し兩院過半数以上にて可決すれば兩院の合併總會を組織して其過半数を以て可決す。米國に於ては兩院の議員三分二以上又は各州立法會の三分二以上の請求ありたるときは特に憲法修正會を召集し改正の議案を發し而して各州の立法四分三が或は憲法修正會の四分三以上の同意を以て之を決す

茲に憲法改正に關する一問題あり直接又は間接に憲法を變更するの法律に議會之を協賛し天皇之を裁可して以て本條の制限を逃るゝ處の違憲の法律を公布し

たるときは其効力如何との問題之なり。既に述べたるが如く米國に於ては判事の法令審査權強大にして法律の精神は憲法に反するや否やを審査し違憲なりと判定するときには此か適用を拒むの權利を有すれども吾國及び其他の諸國に於ては裁判官に此權力なきを以て實質上は違憲の法律たりとも形式上合憲の法律なるときは此が適用を拒むを得ざるなり

第七十四條 皇室典範の改正は帝國議會の議を経るを要せず

皇室典範を以て此憲法の條規を變更するを得ず

皇室典範は皇室一家の規則にして君民間の權利義務を定る者に非ず是を以て典範を公布し人民に知らしむるの必要なく又た之を改正するにも帝國議會の議を経るを必要とせず。但し典範を以て直接又は間接に憲法を改正するが如きことある時は憲法の基礎を危ふし從て臣民の權利を弱くするの恐あるを以て本條に於て典範を以て憲法の條規を變更するを得ずと定む。故に二者相衝突せるときは憲法を以て有効となす。次に典範と法律との關係如何と云ふに典範は公布し

たる者に非るを以て裁判官及び人民は違由の義務を有せず是を以て典範に掲る
 個條にて往々普通法律の例外規則を定め居るも之れを法律に掲げざる間は裁判
 官及び人民に對して効力を生ぜざるものとす。但し天皇は主權者にして臣民に
 非るを以て臣民の權利義務を定むる處の法律の規定を受けず

第七十五條 憲法及び皇室典範は攝政を置くの間之を
 變更することを得ず

憲法第十七條に攝政は天皇の名に於て大權を行ふとありて攝政は主權者に非ず
 して主權使用 代理者なり故に主權の本體を定むる憲法を改正するを許さず。
 且つ大權の使用者なるを以て皇室の家法を變更するを許さざるは勿論なり

第七十六條 法律規則命令又は何等の名稱を用ゐたる
 に拘らず此憲法に矛盾せざる現行の法令は總て違由
 の効力を有す

歲出上政府の義務に係る現在の契約又は命令は總て
 第六十七條の例に依る

維新の後に法令の名稱を異にせることは擧て數ふべからず明治十九年二月勅令
 第一號公文書を以て始めて法律命令の名稱を區別せるも何をか法律と云ひ何を
 か命令と云ふに至ては未だ一定の標準を有せず。又た元老院は立法の府なりと
 云へるも法律にして該院の議に附せざる者あり勅令にして其議決に附したる者
 ありて其權限一定せず。之を要するに憲法施行前に在ては法律と命令とは其名
 を異にして其實を同ふする者に過ぎず故に名稱の異なるに從て固より其効力に
 輕重の區別なし之を輕重するを得るは憲法施行後議會開設の今日に於て始て爲
 すべき者なり。然るに今翻て今日より一々憲法の定むる處に從て其名稱を糾す
 は徒に事を好む者にして無用の勞と云はざるを得ず故に本條に於て何等の名義
 を用ひたるに拘らず即ち形式上に於ては憲法に反するも其實に質して憲法に矛
 盾せざる以上は凡て違由の効力ある者とせり。例之ば現行徵兵令及び租税法の
 如きは法律と云ふも其實帝國議會の協賛を経ざるものたるを以て法律たるの形
 式を備へず形式上に於て憲法の規定に反するも尙ほ臣民をして之を違由せしむ
 るが如し。又憲法の効力を生ずる時期に於る歲出上にて政府の義務に係る現在

の契約又は命令は總て第六十七條の例に由て依然として其効力を繼續す次に憲法有効の前に發布したる法令にして憲法有効後に改正せんとする場合に如何なる名稱を用ふべきかと云ふに縦へ命令の名稱を用て發布したる者にも憲法にて法律たることを必要とする者は法律を以て改正するに非れば之を改正するを得ず。之に反して法律の名稱を以て發布したる者にも憲法にて法律たることを必要とせざる者は命令を以て變更するを得べく特に法律を以て之を改正するの必要なし。故に將來に於て憲法有効前に發布したる法令を改正するには其名稱如何に拘泥せず憲法に於て法律たることを要するや否やを以て之を決するの標準となさるべからず

終

